

さけ・ます流し網漁業の管理措置について

	管理措置	実施時期
1	水揚検査	今漁期についても、水産庁職員等による水揚検査を実施。 中型：平成23年5月10日から7月31日までを予定。 小型：平成23年5月5日から7月24日までを予定。
2	操業日誌の提出	今漁期についても、水揚検査の際に、操業日誌(写し)を提出させる。
3	荷受機関が発給した書類の提出	今漁期についても、水揚検査の際に、市場から検量報告書又は仕切書を提出してもらう。